

1 環境施策の推進

現状と課題

◆本町が持つ豊かな自然環境や生活環境を守り育てながら次世代へ引き継ぐ「環境共生のまちづくり」は本町まちづくりの基本理念です。現在の環境を保全し、将来に引き継いでいくため、自然環境、生活環境、地球環境、環境教育や協働のあり方など環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進していくために平成25(2013)年に新宮町環境基本計画を策定しました。

◆国では環境に関する様々な法令やこれに基づく計画が策定されています。環境政策の基本となる「環境基本法」、廃棄物、リサイクルの問題を資源循環面より統括的に扱った「循環型社会形成推進基本法」や地球温暖化への対応を扱った「地球温暖化対策の推進に関する法律」など、これら法令の理念に沿った新宮町における展開を図っていく必要があります。

◆本町では、平成12(2000)年4月からごみの減量化及びリサイクルの促進のため、各行政区のステーションで分別収集ごみの回収をはじめました。また、独自の取り組みとして平成20年度から行政区と町内リサイクル業者と連携して、分別収集時に廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料(※注1)への再生を推進しています。

◆地球温暖化(※注2)の原因となる温室効果ガス(※注3)の削減については、町自らの事務事業において率先して取り組んでいくことが求められています。また、私たち一人ひとりが身近な問題としてとらえ、毎日の生活の中で環境行動を実践していくことが重要になってきます。本町では、これまで、緑のカーテンの普及促進やノーマイカーデーの実施、電気・ガソリンなどの削減などの取り組みをしてきました。今後もこのような取り組みを継続し、さらに充実することで啓発や実践につながるよう努めることが求められています。

施策の内容

①総合的な環境施策の推進

(1)自然環境や生活環境、地球温暖化防止などの環境保全と環境教育や協働のあり方など総合的な環境施策の展開を図るため、環境基本計画に基づき、環境保全活動の取り組みを推進します。

②環境意識の高揚

- (1)ごみの減量に対する意識の向上を図るため分別収集の徹底や3R運動(※注4)を促進する取り組みを推進します。
- (2)ごみの減量やリサイクルを推進するために、古紙類などの集団回収や生ごみ処理機等購入について支援します。
- (3)廃食用油の再生利用を推進するために、町内全域での廃食用油の回収を実施し、バイオディーゼル燃料再生を推進します。
- (4)エコロの森(古賀清掃工場)と連携しながら環境教育、リサイクルに対する啓発を推進し、ごみの減量やリサイクルに取り組むボランティア団体を支援します。

③地球温暖化防止対策の推進

- (1)地球温暖化防止対策のため、ごみ減量化や緑化を推進するとともに、省資源省エネについて、町民への啓発を推進します。
- (2)行政自らが排出する温室効果ガス削減について、電気、ガソリンなどの計画的な削減に努めます。また、省エネ効果が高い機器の導入を検討し、推進します。

(※注1)バイオディーゼル燃料とは、菜種油やコーン油などの生物由来の油や、てんぷら油など各種廃食用油から作られる軽油代替燃料(ディーゼルエンジン用燃料)の総称。
 (※注2)地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。
 (※注3)温室効果ガスとは、太陽光により暖められた地表面から放射される熱を吸収し、再び地表へ戻すことにより地球の温度を保つ効果のある、二酸化炭素やメタンなどのガス。
 (※注4)3R運動とは、リデュース(排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再利用)のことで、この3つのRでごみを減らしていく運動のこと。

2 自然環境の保全と緑化の推進

現状と課題

◆本町は、町全域に占める緑の割合が約60%と多くの自然が残されています。玄界灘に浮かぶ相島、白砂青松の新宮海岸、緑豊かな立花山などの自然環境、水田や雑木林などの里山環境に恵まれ、その大半が玄海国定公園(381ha)の指定を受けています。これらの豊かな資源を守り活かすとともに、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

◆新宮海岸は、本町のシンボルとなる自然環境の一つであり、毎年4月には「新宮町クリーン作戦」を実施し、防風・防砂機能を有する松林の保全をはじめ、海岸の美化活動を進めています。しかし、依然として、飛砂による住環境などへの影響があり、その対策が必要です。また、毎年松くい虫の被害により松枯れが発生しているため、適切な薬剤散布などの対策が必要です。

◆東部にある犬鳴山系や立花口一帯の森林は、水や酸素の供給、土砂災害の防止などの多様な機能や役割を担っていると同時に、町民の憩いの場として多くの恵みをもたらしています。しかし、多くの森林は、所有者の高齢化などにより整備されずに放置され、荒廃が進んでいるため、所有者や関係機関、団体とも協議しながら今後、何らかの対策が求められています。

◆建築・緑地協定の締結など、街並み整備に関する活動が活発な地域が多く、緑の多い良好な住宅地が多く見られます。一方で、古くからの住居地では、車両が通行しにくい、緑が少ないなど、まちの美しさとゆとりに関する満足度の低い地域もあります。

施策の内容

①自然の保全と活用

- (1) 白砂青松の新宮海岸、緑豊かな立花山や里山を次世代に引き継ぐため、住民と行政による新宮町クリーン作戦など充実した清掃・管理活動を推進します。
- (2) 松くい虫の被害を防止するため、薬剤散布などを適切に実施するとともに、ボランティア団体が行う松の保全活動などを支援します。
- (3) 立花山の登山道や新宮松原の散策路については、立花山観光協会やボランティア団体などと連携しながら、維持管理や活用に努めます。
- (4) 新宮海岸の飛砂対策は、堆砂垣の設置を進めながら、その効果について専門機関と検証を実施します。
- (5) 良好な水辺環境を保全していくため、今池などの改修を計画的に進め、その周辺環境を活かした憩いの場や散策路の整備を実施します。
- (6) 国、県に財政的支援を引き続き要望し、漁港や海岸線の漂着ごみなどの回収を実施します。

②荒廃森林の再生

- (1) 荒廃森林については、再生を図るための調査・研究を推進するとともに、森林ボランティアの育成に努めます。

③緑化の推進

- (1) 地域に点在する貴重な緑地空間は、町の資源や魅力となるため、地区計画などの指定を行い積極的な保全を実施します。
- (2) 心の安らぎや景観の向上など、良好な住環境を維持・形成するため、住宅地において緑地協定の指定や生け垣助成制度の活用を推進します。
- (3) 公共施設は、積極的に敷地内の緑化の推進に努めます。
- (4) 緑化への普及を図るため、住民活動への助成を実施します。